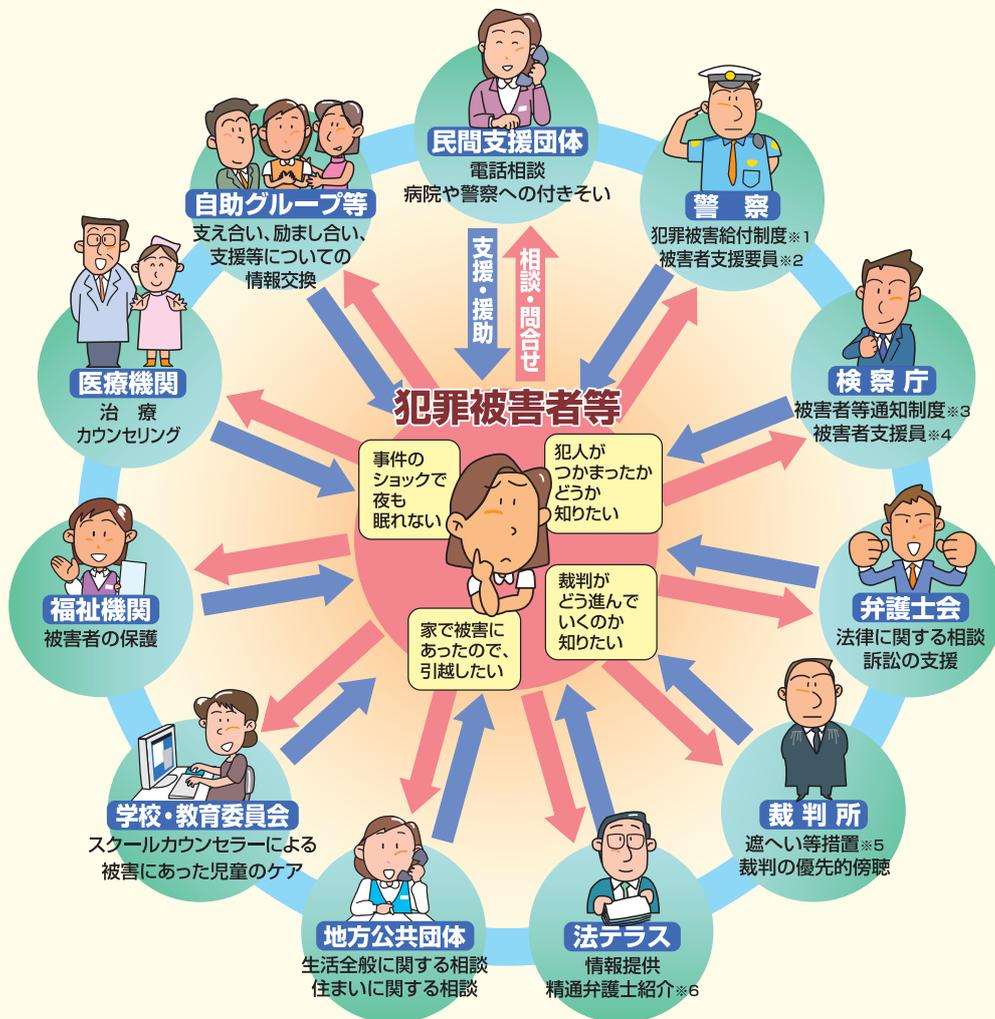


# 被害にあったら どこに相談したらいいの？

ほとんどの場合、犯罪被害者が最初に支援を受けるのは警察です。また、警察だけではなく、地方公共団体や弁護士会など様々なところが犯罪被害者への相談や支援を行っています。全国の各都道府県には被害者への支援を専門におこなう民間支援団体があり、電話で相談を受けたり、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付きそいなどを行っています。

このような様々な関係機関や団体は、お互いに協力するためのネットワークをつくり、被害者への支援がスムーズに行えるようにしています。このように、犯罪被害者への支援を社会全体で行っていかうとする取り組みがすすんでいます。



- ※1 被害者の遺族または体に障害を負った被害者などに、経済的な支援を行います。
- ※2 捜査員とは別の警察職員が被害者に付きそい、情報提供や説明などの支援を行います。
- ※3 被害者に、事件の処分結果、裁判の結果、犯人の状況、刑務所からの出所時期などの情報を提供します。
- ※4 被害者からの相談を受けたり、法廷への案内・付きそい、事件記録を見る手助け、他の支援を行っている団体を紹介するなどの支援を行います。
- ※5 被害者が裁判で意見を述べるとき、加害者と顔を合わせることがないように遮へいしたり、別の部屋でビデオモニターなどを通して意見を述べることができる制度です。
- ※6 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する制度です。